

景観まちづくり計画一部改定の概要(平成 23 年 4 月改定)

新宿区は、景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」(平成 21 年 4 月施行)を策定し、まちの記憶をいかした「美しい新宿」をつくることを目標に、良好な景観の形成に取り組んでいます。計画では、既に広域的な景観形成がなされている地区や景観上の特性が周囲と異なり特に良好な景観形成が必要とされている地区、まちづくりが先進的に行われ将来イメージが共有されている地区などを「地域の景観特性に基づく区分地区」に指定していくことで、地域特性をいかした景観形成を進めています。今回、外濠周辺と妙正寺川周辺を「地域の景観特性に基づく区分地区」に追加することを主な内容とする「新宿区景観まちづくり計画」の一部改定を行いました。

改定した「新宿区景観まちづくり計画」は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

(1) 区分地区「水とみどりの神田川地区」の対象範囲の拡大等

区分地区「水とみどりの神田川地区」に、妙正寺川(景観重要公共施設)及び妙正寺川周辺を加えました。また、区分地区の名称を、「水とみどりの神田川・妙正寺川地区」に変更しました。

(2) 区分地区「歴史あるおもむき外濠地区」の新規指定

現在「一般地域」である、「国史跡江戸城外堀跡」及びその周辺を「地域の景観特性に基づく区分地区」に指定し、景観形成方針、景観形成基準を定めました。

◆景観形成方針

- [1] 外濠でしか得られない特徴ある眺めを美しい都市景観として守り育てる
- [2] 外濠の整備と併せた周辺建築物等の誘導
- [3] 「外濠の記憶」をいかしたみどり豊かな水辺の歩きたくなる空間を創出する
- [4] 住宅地のみどり豊かで落ち着いた景観を保全・創出する

◆景観形成基準

[1]届出対象行為(届出対象規模)

- ・建築物の新築等(建築物の高さ $>10\text{m}$ 又は延べ面積 $>300\text{m}^2$)
- ・工作物の建設等(高さ $>10\text{m}$ (擁壁は、高さ $>2\text{m}$))
- ・開発行為(開発区域の面積 $>1,000\text{m}^2$)

[2]特徴

- ・規模に応じて、基準を段階的に適用
- ・外濠の「歴史あるおもむき」や「水とみどり」との調和

- ・みどりの保全
- ・外濠公園や橋、坂道などからの見え方のシミュレーション（一定規模以上）

(3) 区分地区「新宿御苑みどりと眺望保全地区」景観形成基準の一部改定

景観形成基準について、他の区分地区にある「周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する」という基準がないため、追加しました。

(4) 区分地区「エンターテインメントランド歌舞伎町地区」景観形成方針の一部改定等

「歌舞伎町一・二丁目地区まちづくり誘導方針」の改定（H21.11）を踏まえ、景観形成方針を一部改定しました。また、区分地区の名称を、「エンターテインメントシティ歌舞伎町地区」に変更しました。

(5) 景観重要公共施設の追加指定

「東京都道 405 号外濠環状線（外堀通り）」を景観重要公共施設とし、景観重要公共施設の整備に関する事項を定めました。

意見募集を実施しました。

皆さんのご意見を参考に計画の一部改定を進めるため、一部改定素案についての意見募集を実施しました。

1 実施期間

平成 22 年 7 月 26 日（月）から平成 22 年 8 月 26 日（木）まで

※意見募集は、終了しました。

2 周知方法

- (1) 平成 22 年 7 月 25 日広報しんじゅくに掲載
- (2) 新宿区ホームページに掲載

3 意見対象

『新宿区景観まちづくり計画』の一部改定（素案）

4 資料配布場所

景観と地区計画課 区政情報課 区政情報センター 四谷特別出張所

箕笥町特別出張所 落合第一特別出張所 落合第二特別出張所

5 意見用紙の提出方法

郵送、ファックス、ホームページ、持参

6 実施結果

0 通、0 件

説明会を開催しました。

景観まちづくり計画一部改定に関する説明会を以下のとおり、開催しました。

日時、会場及び参加人数等

会場	開催日	参加人数	備考
四谷（歴史博物館）	8月4日	5名	区民2、区外3
落合第二地域センター	8月7日	4名	区民4
落合第一地域センター	8月7日	1名	区民1
牛込箕笥地域センター	8月17日	8名	区民3、区外5
合 計		18名	区民10、区外8

※区民は、在学、在勤を含む